

厚木市テニス協会会則

第1章 総則

第1条 本協会は、厚木市テニス協会と称し事務所を厚木市内に置く。

第2条 本協会は、厚木市におけるテニスの普及発達を図り、併せてその技能の向上と親睦を図るとともに、体育の向上、品性の陶冶、運動精神の修養を図り社会体育の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 各種試合ならびに大会の開催
- (2) テニスの普及、振興および指導
- (3) その他、本協会の目的達成に必要な事業

第4条 本協会は、厚木市内のテニス団体を統括し、神奈川県テニス協会および厚木市体育協会に、厚木市のテニス団体を代表して加盟する。

第2章 加盟団体

第5条 加盟団体は、厚木市を活動の中心とする以下の団体とする。

- (1) 厚木市で活動する地域のテニス団体
- (2) 厚木市に所在する企業等を代表するテニス団体（事業所の職員、社員等により構成された団体）
- (3) 厚木市に所在する営利を目的としたテニスクラブ

第6条 本協会に入会する団体は、所定の書式により申し込み、理事会の承認をへて入会する。但し、団体として他のテニス協会との二重登録は認めない。退会する団体は、その理由を記して届け出るものとする。

第7条 加盟団体は、所定の年会費を会員名簿とともに納入する。納入した会費は理由の如何に問わず返戻されない。年会費の額は、理事会において定め、総会でこれを決定する。

第8条 加盟団体にして本会則に違反するか、本協会の体面を著しく傷つけた行為ありと認められた時は、総会の決議により除名または処分することが出来る。

第3章 事業

第9条 第1章 第3条に基づき以下の事業を行なう。

- (1) 本協会主催の各種試合
- (2) 厚木市主催行事に対する主管、後援、協力
- (3) 厚木市内において行われる日本テニス協会、関東テニス協会、神奈川県テニス協会等主催行事に対する主管、後援、協力
- (4) 各種団体の要請により理事会の決議を経て、その団体主催行事に対する後援、共催、協力
- (5) 厚木市内におけるテニスの普及、振興を目的とする指導もしくは指導者の派遣
- (6) その他、第1章 第2条に基づく有効かつ有益な事業

第4章 機関

第10条 本協会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) その他、各種事業運営委員会

第11条 総会は、本協会の最高決議機関であって 総会代議員（各加盟団体より1名を登録）によって構成され、会長がこれを招集し、毎年1回以上開催される。但し加盟団体の3分の2以上の要請、または会長が必要と認めたときに随時これを開催する。

第12条 次の事項は総会で決定される。

- (1) 会則改正に関する事。
- (2) 会長、副会長、監事、理事等の役員選任
- (3) 予算、決算、事業計画、事業報告に関する事
- (4) その他重要事項

第13条 (1) 総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、出席は委任をもってかえることが出来る。

(2) 議長は、会長または、総会出席者より会長の指名したものがこれに当り、議事は出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(3) 書記は、総会出席者の中から議長が指名する。書記は、総会の決議事項を記録し公表する。

第14条 (1) 理事会は、本協会運営の企画および、その執行機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、理事によって構成される。

(2) 理事会は理事長がこれを招集し、理事長は議長を務める。

第15条 理事会は、本協会の事業を行なうに当り、事業ごとに部局を設置する事が出来る。理事会体制は別添通りとし、年度更新とする。

第16条 会長は、非常事態時又は緊急の決定を要する事案と認めるとき、書面による総会または理事会を開催することができる。

(1) 書面による総会または理事会は、代表者又は理事の全員からの書面による回答をもって成立とし、その議決を行う。

(2) 書面による総会または理事会における議事は、第13条(2)項を準用し、「出席者」を「書面により回答した代表者」と読み替えるものとする。

(3) (1)による議決を行った場合、会長はその結果を書面により速やかに代表者又は理事に報告するとともに、次回の総会又は理事会に報告するものとする。

第5章 役員

第17条 本協会に下記の役員を置く。

(1) 会長 1名

本協会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長 若干名

会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 監事 2名

本協会の会計事業を監査し、総会で意見をのべる。

(4) 理事長 1名

総会より委託された事項または緊急を要する事項を掌理する。

(5) 副理事長 若干名

理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

(6) 理事 若干名(各加盟団体より1名以上)

総会の決議を執行し、本協会の会務を処理する。そのために定期的に会合し、事務を円滑、迅速に処理する。

(7) その他 必要に応じて、名誉会長、顧問、参与、相談役等を置くことが出来る。

第18条 会長は、前年度の理事会において推挙され一定期間をおいた後、異議の申し立てが加盟団体数の2分の1を越えない場合は、総会がこれを委嘱する。

第19条 副会長は、会長が指名推挙し、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第20条 監事は、総会において指名推挙された加盟団体の代表者が当る。

第21条 理事は、次の方法によって、加盟団体登録員の中から選任される。

(1) 加盟団体から推薦され、前年度理事会より指名推挙し、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(2) 前年度理事長により、必要に応じて指名推挙し、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第22条 理事長は、前条(1)の理事の互選により指名推挙され、総会の承認を得て会長がこ

れを委嘱する。

第23条 副理事長は、理事長が指名推挙し総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第24条 名誉会長、顧問、参与、相談役は、必要に応じて会長が指名推挙し、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第25条 (1) 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(2) 役員に欠員が生じた時は、適時前条により補充する。欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 役員は、任期満了後でも後任役員の決定就任するまで、その職務を行なわなければならない。

第26条 理事と総会代議員および監事は、互いに兼ねることが出来ない。

第6章 事業会計年度

第27条 本協会の事業および、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第7章 附 則

第28条 本会則は、総会の決議がなければ変更することが出来ない。但し、議決には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第29条 本会則の施行に必要な細則は、理事会で別に決定する。

第30条 本会則は、昭和52年3月より施行する。

本会則は、昭和55年3月より施行する。

本会則は、昭和56年8月より施行する。

本会則は、昭和58年4月より施行する。

本会則は、昭和61年4月より施行する。

本会則は、平成11年4月より施行する。

本会則は、平成23年4月より施行する。

本会則は、令和3年3月より施行する。